

様式2号（集約化推進計画）

阿 賀 町 集 約 化 推 進 計 画

自 令和 4 年 3 月 8 日
至 令和 1 3 年 3 月 3 1 日

新潟県阿賀町

1 集約化推進区域の範囲

(1) 集約化推進区域について

新潟県の基本方針で定められた集約化推進区域設定の基本的な考え方に基づき、間伐等の集約化施業の推進を図る必要がある区域を「阿賀町集約化推進区域」とし以下の範囲とします。

なお、阿賀町森林整備計画における森林施業の共同化促進との整合性を図りながら進めることとします。

所在地	林 班	面積 (h a)
阿賀町津川地域	①111、112	11.50
阿賀町鹿瀬地域	①44	6.93
阿賀町上川地域		
阿賀町三川地域	①67 ②249	11.39
合 計		29.82

(2) 区域の範囲

別図のとおり

2 作業システム・路網整備の目標

林業就労者の減少及び高齢化傾向の中にあって、森林施業の合理化を図るために機械化は必要不可欠であることから、集約化推進区域において集約化施業に取り組む事業者は生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るために、標準的な施工地においては、プロセッサによる造材、フォワーダによる集材等、高性能林業機械を組み合わせるなど、高能率の作業システムの構築を目指すこととします。

なお、利用間伐後には、生産性及び生産コストの分析を行い、高能率の作業システムの構築に役立てることとします。

また、これらの作業システムに対応する必要な路網密度を設定し路網整備を実施することとします。

3 集約化施業に必要な技術者の養成

集約化施業の実行には、「森林所有者に対して施業経費等の適切な提示」「路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムに必要な森林施業プランの作成」「路網の設計・開設」「高性能林業機械の操作」等ができる技術者が必要です。集約化施業を実施する事業体等において、集約化施業に必要な技術者養成の取組を強化することとします。

4 木材供給に関する事項

事業体が集約化施業による搬出間伐等の推進と併せ、地域内の木材安定供給体制の構築を図り、町全体における集約化施業等による利用間伐の目標年間木材供給量を設定し取り組むこととします。

5 集約化実施計画の作成および実施状況報告

集約化推進区域において集約化施業に取り組む事業体は、集約化実施計画を作成し、その実施状況について毎年、阿賀町に報告することとします。